

○岸和田市附属機関条例

平成15年 3月14日 条例第 1 号

改正

平成18年 3月23日 条例第 7 号
平成18年12月12日 条例第49号
平成20年 9月 2日 条例第24号
平成22年12月20日 条例第34号
平成25年 3月26日 条例第16号
平成25年 6月27日 条例第36号
平成26年 3月24日 条例第 7 号
平成26年 9月 5日 条例第29号
平成26年 9月 5日 条例第30号
平成26年12月15日 条例第37号
平成27年 3月 4日 条例第 2 号
平成27年 3月20日 条例第16号
平成27年12月16日 条例第44号
平成28年 3月23日 条例第 8 号
平成28年 3月23日 条例第 9 号
平成28年 9月 6日 条例第28号
平成29年 3月27日 条例第 6 号
平成29年 9月 5日 条例第31号
平成29年12月27日 条例第34号
平成30年 3月27日 条例第13号
平成30年 7月 2日 条例第35号

岸和田市附属機関条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、市の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置する。

2 市長その他の執行機関は、附属機関における調停、審査、審議又は調査のために必要があると認めるときは、当該附属機関に分科会、部会その他これらに類する組織を設け、又は専門委員若しくは臨時委員を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 3 条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(その他)

第 4 条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

(岸和田市有功者選定審議会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 岸和田市有功者選定審議会条例 (昭和62年 条例第18号)
- (2) 岸和田市総合計画審議会条例 (昭和47年 条例第 2 号)
- (3) 岸和田市女性プラン審議会条例 (平成 3 年 条例第 1 号)
- (4) 岸和田市特別職報酬等審議会条例 (昭和39年 条例第43号)
- (5) 岸和田市社会福祉審議会条例 (昭和46年 条例第 3 号)
- (6) 岸和田市障害者施策推進協議会条例 (昭和56年 条例第 5 号)
- (7) 岸和田市医療対策審議会条例 (昭和49年 条例第42号)
- (8) 住居表示審議会設置条例 (昭和39年 条例第47号)
- (9) 消費生活問題審議会条例 (昭和45年 条例第12号)

- (10) 岸和田市文化振興審議会条例（昭和59年条例第4号）
- (11) 岸和田市生涯学習審議会条例（平成13年条例第4号）
- (12) 岸和田市通学区改正審議会条例（昭和47年条例第3号）
- (13) 岸和田市青少年等災害見舞金給付審査委員会条例（昭和45年条例第51号）
（経過措置）

3 この条例の施行の日前に設置された次の各号に掲げる附属機関（以下「従前の附属機関」という。）は、この条例の規定に基づく附属機関とみなす。この場合において、住居表示審議会は岸和田市住居表示審議会と改め、この条例の施行の際現に従前の附属機関の委員である者は、この条例の規定に基づく当該附属機関の委員とみなし、任期はその残任期間とする。

- (1) 住居表示審議会
- (2) 岸和田市社会福祉審議会
- (3) 岸和田市障害者施策推進協議会
- (4) 岸和田市医療対策審議会
- (5) 岸和田市生涯学習審議会
- (6) 岸和田市青少年等災害見舞金給付審査委員会
（特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（岸和田市産業教育審議会条例の一部改正）

5 岸和田市産業教育審議会条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（岸和田市文化財保護条例の一部改正）

6 岸和田市文化財保護条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年3月23日条例第7号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月12日条例第49号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月2日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成20年9月2日規則第27号で、同20年9月2日から施行）

（職員旅費条例の一部改正）

2 職員旅費条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成22年12月20日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第16号）

改正

平成27年3月4日条例第2号

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（岸和田市産業教育審議会条例及び岸和田市スポーツ推進審議会条例の廃止）

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 岸和田市産業教育審議会条例（昭和63年条例第18号）
- (2) 岸和田市スポーツ推進審議会条例（平成24年条例第7号）

（経過措置）

3 次の各号に掲げる附属機関の委員の選任については、平成25年4月1日から同年9月30日までの間、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例（平成17年条例第24号）の規定は、これを適用しない。

- (1) 岸和田市指定管理者審査委員会
- (2) 岸和田市外部評価委員会
- (3) 岸和田市公共事業評価委員会
- (4) 岸和田市市展委員会
- (5) 岸和田市不動産評価委員会
- (6) 岸和田市予防接種健康被害調査委員会
- (7) 岸和田市産業活性化推進委員会
- (8) 岸和田城周辺整備計画検討委員会
- (9) 岸和田市公共交通検討委員会
- (10) 岸和田市歴史的町並み保全基金運営委員会
- (11) 岸和田市丘陵地区整備機構準備会
- (12) 岸和田市丘陵地区オオタカ調査委員会
- (13) 市立岸和田市民病院倫理委員会
- (14) 市立岸和田市民病院治験審査委員会
- (15) 市立岸和田市民病院医師研修委員会
- (16) 市立岸和田市民病院地域医療支援委員会
- (17) 岸和田市教育委員会評価委員会
- (18) 岸和田市学校園結核対策委員会
- (19) 岸和田市立小中学校教科用図書選定委員会
- (20) 岸和田市適正就学指導等に関する委員会

4 この条例の施行の日前に設置された次の各号に掲げる附属機関（以下「従前の附属機関」という。）は、この条例の相当規定に基づく附属機関（岸和田市環境保全審議会にあっては、岸和田市環境審議会）とみなす。この場合において、この条例の施行の際現に従前の附属機関の委員である者はこの条例の規定に基づく当該附属機関の委員とみなし、任期はその残任期間とする。

- (1) 岸和田市情報公開審査会
 - (2) 岸和田市個人情報保護審査会
 - (3) 岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会
 - (4) 岸和田市公務災害補償等認定委員会
 - (5) 岸和田市公務災害補償等審査会
 - (6) 岸和田市退職手当審査会
 - (7) 岸和田市消費者苦情処理委員会
 - (8) 岸和田市国民健康保険運営協議会
 - (9) 岸和田市男女共同参画推進審議会
 - (10) 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会
 - (11) 岸和田市水防団員等公務災害補償審査会
 - (12) 岸和田市環境保全審議会
 - (13) 岸和田市環境影響評価専門委員会
 - (14) 岸和田市廃棄物減量等推進審議会
 - (15) 岸和田市介護認定審査会
 - (16) 岸和田市民生委員推薦会
 - (17) 岸和田市景観審議会
 - (18) 岸和田市環境デザイン委員会
 - (19) 岸和田市ラブホテル建築審議会
 - (20) 岸和田市産業教育審議会
 - (21) 岸和田市スポーツ推進審議会
 - (22) 岸和田市文化財保護審議会
- （岸和田市情報公開条例の一部改正）

5 岸和田市情報公開条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（岸和田市個人情報保護条例の一部改正）

6 岸和田市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

- 7 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 8 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

- 9 岸和田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市消費者保護条例の一部改正)

- 10 岸和田市消費者保護条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市国民健康保険条例の一部改正)

- 11 岸和田市国民健康保険条例(平成20年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市男女共同参画推進条例の一部改正)

- 12 岸和田市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市人権尊重のまちづくり条例の一部改正)

- 13 岸和田市人権尊重のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(水防団員等公務災害補償条例の一部改正)

- 14 水防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市環境保全条例の一部改正)

- 15 岸和田市環境保全条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部改正)

- 16 岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(平成5年条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市介護保険条例の一部改正)

- 17 岸和田市介護保険条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市景観条例の一部改正)

- 18 岸和田市景観条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

- 19 岸和田市ラブホテル建築規制条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市文化財保護条例の一部改正)

- 20 岸和田市文化財保護条例(平成5年条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年6月27日条例第36号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月5日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、子ども・子育て支援法(平成24年法律

第65号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成26年9月5日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月15日条例第37号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月4日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第16号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中岸和田市附属機関条例別表第1項の表市立岸和田市民病院治験審査委員会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月16日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月6日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月5日条例第31号)

この条例は、平成29年10月2日から施行する。

附 則 (平成29年12月27日条例第34号)

この条例は、平成30年1月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月2日条例第35号)

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

1 市長の附属機関

名称	担当事務	委員の定数又は上限の数
岸和田市有功者選定審議会	岸和田市有功者表彰条例 (昭和45年条例第33号) 第2条第1号に規定する被表彰者の選定についての調査審議に関する事務	7人
岸和田市情報公開審査会	岸和田市情報公開条例 (平成12年条例第9号) の規定による審査請求があった場合における諮問に応じてする審査その他情報公開に関する事項についての調査審議に関する事務	6人以内
岸和田市個人情報保護審査会	岸和田市個人情報保護条例 (平成12年条例第10号) 及び特定個人情報保護評価に関する規則 (平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号) の規定により意見を求められた事項についての調査審議、同条例の規定による審査請求があった場合における諮問に応じてする審査その他個人情報保護に関する事項についての調査審議に関する事務	6人以内

岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会	本市の情報公開制度及び個人情報保護制度についての調査審議に関する事務	15人以内
岸和田市公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第32号）による非常勤の職員の公務災害補償についての調査審議に関する事務	5人
岸和田市公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条に基づく審査請求についての調査審議に関する事務	3人
岸和田市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額についての調査審議に関する事務	10人
岸和田市退職手当審査会	職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第16号）に基づく退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事務	10人以内
岸和田市総合計画審議会	総合計画についての調査審議に関する事務	20人以内
岸和田市自治基本条例推進委員会	岸和田市自治基本条例（平成16年条例第16号）及び同条例に基づく制度等の検証及び見直し等についての調査審議に関する事務	30人以内
岸和田市公共施設マネジメント検討委員会	本市の公共施設の管理運営及び適正配置に関する事項についての調査審議に関する事務	7人以内
岸和田市指定管理者審査委員会	指定管理者の候補者の選定その他指定管理者に関する事項についての調査審議に関する事務	7人以内
岸和田市外部評価委員会	本市が実施した事務事業の検証及び評価に関する事務	5人以内
岸和田市公共事業評価委員会	本市（地方公営企業を含む。）が実施し、又は実施した公共事業の検証及び評価に関する事務	事案ごとに5人以内
岸和田市補助金、負担金等適正化委員会	本市が支出する補助金、負担金等の適正化についての調査審議に関する事務	5人以内
岸和田市文化振興審議会	芸術・文化の振興方策についての調査審議に関する事務	16人以内
岸和田市市展委員会	本市が主催する文化振興に係る催事における応募作品の審査及び催事の運営に関する事務	43人以内
岸和田市行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条の規定による諮問に応じてする審査に関する事務	3人
岸和田市消費者苦情処理委員会	岸和田市消費者保護条例（昭和52年条例第3号）に規定する苦情の処理についての調査審議に関する事務	10人以内
岸和田市消費生活問題審議会	消費生活に関する事項についての調査審議に関する事務	10人
岸和田市住居表示審議会	住居表示整備事業に関する事項についての調査審議に関する事務	15人
岸和田市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険事業の運営に係る重要事項についての調査審議に関する事務	20人
岸和田市男女共同参画推進審議会	岸和田市男女共同参画推進条例（平成22年条例第34号）に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内
岸和田市人権尊重のまちづくり審議会	岸和田市人権尊重のまちづくり条例（平成17年条例第76号）第5条に規定する人権に関する施策の総合	15人以内

	的な推進に係る計画、方針等についての調査審議に関する事務	
岸和田市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務	5人以内
岸和田市水防団員等公務災害補償審査会	水防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第26号）の規定による公務災害補償についての審査に関する事務	10人以内
岸和田市環境審議会	岸和田市環境保全条例（平成15年条例第16号）第65条第1項の基本方針の策定その他本市の環境施策の推進についての調査審議に関する事務	20人以内
岸和田市環境影響評価専門委員会	環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）に規定する開発行為等についての調査審議に関する事務	20人以内
岸和田市廃棄物減量等推進審議会	環境衛生、廃棄物の減量等についての調査審議に関する事務	20人以内
岸和田市社会福祉審議会	社会福祉に関する事項についての調査審議に関する事務	15人
岸和田市障害者施策推進協議会	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項についての調査審議に関する事務	20人
岸和田市障害者介護給付費等認定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項に規定する介護給付費等の支給についての審査判定に関する事務	30人以内
岸和田市介護認定審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による審査判定に関する事務	65人以内
岸和田市介護保険事業運営等協議会	介護保険事業の運営についての調査審議に関する事務	20人以内
岸和田市民生委員推薦会	民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく民生委員候補者の推薦についての調査審議に関する事務	14人
岸和田市医療対策審議会	健康増進に必要な医療に関する事項についての調査審議に関する事務	15人
岸和田市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条の規定による給付についての調査審議に関する事務	8人以内
岸和田市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定によるいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るための情報交換及び連絡調整に関する事務	10人以内
岸和田市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあっては、市が設置する他の附属機関において調査審議する事務を除く。）	19人以内
岸和田市児童福祉審議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項本文に規定する事項（大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項の規定により本市が処理することとされた同法第35条第4項、第46条第4項及び第59条第5項に規定する事務に係るものに限る。）	7人以内

	同法第34条の15第4項の規定によりその権限に属させられた事項及び児童の福祉に関する事項に係る調査審議に関する事務	
岸和田市産業活性化推進委員会	産業振興に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
岸和田城周辺整備計画検討委員会	岸和田城周辺の整備計画についての調査審議に関する事務	15人以内
岸和田市観光振興計画推進委員会	観光振興の指針となる基本計画についての調査審議に関する事務	15人以内
岸和田市景観審議会	岸和田市景観条例（平成22年条例第19号）第8条の基本方針その他本市の景観に係る重要事項についての調査審議に関する事務	14人以内
岸和田市環境デザイン委員会	岸和田市景観条例第16条の規定による事前協議の対象となる行為、第40条の規定により実施すべき事業その他良好な景観形成を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務	6人以内
岸和田市歴史的町並み保全基金運営委員会	岸和田市歴史的町並み保全基金条例（平成元年条例第30号）第6条に規定する基金の処分についての調査審議に関する事務	5人以内
岸和田市ラブホテル建築審議会	岸和田市ラブホテル建築規制条例（昭和59年条例第42号）の施行に関する重要な事項についての調査審議に関する事務	8人以内
岸和田市丘陵地区整備事業環境モニタリング評価委員会	本市丘陵地区の地域整備に起因する周辺環境への影響に係るモニタリング調査結果の分析及び評価に関する事務	10人以内
岸和田市丘陵地区オオタカ調査委員会	本市丘陵部に生息するオオタカの生息環境の保全方策についての調査審議に関する事務	3人以内
岸和田市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
岸和田市緑地保全等審議会	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項についての調査審議に関する事務	8人以内
岸和田競輪場施設整備計画検討委員会	岸和田競輪場の施設整備に関する計画についての調査審議に関する事務	5人以内
市立岸和田市民病院倫理委員会	本市市民病院において行う診療行為、医学的研究及び臨床的応用に係る倫理上の問題についての調査審議に関する事務	10人以内
市立岸和田市民病院治験審査委員会	本市市民病院において行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項による治験についての調査審議に関する事務	15人以内
市立岸和田市民病院医師研修委員会	本市市民病院において行う医師研修についての調査審議に関する事務	36人以内
市立岸和田市民病院地域医療支援委員会	医療法（昭和23年法律第205号）第4条の規定による地域支援病院として運営することについての調査審議に関する事務	12人以内
市立岸和田市民病院新改革プラン	市立岸和田市民病院新改革プランについての調査	9人以内

評価委員会	審議に関する事務	
岸和田市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議並びにその総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	30人以内
岸和田市生涯学習審議会	市長又は教育委員会の諮問する生涯学習に関する事項についての調査審議に関する事務	18人以内

備考 委員の定数又は上限の数には、専門委員及び臨時委員を含まない。

2 教育委員会の附属機関

名称	担当事務	委員の定数又は上限の数
岸和田市通学区改正審議会	市立の小学校及び中学校の通学区に関する事項についての調査審議に関する事務	20人以内
岸和田市教育委員会評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の点検及び評価を行うについての調査審議に関する事務	4人以内
岸和田市学校園結核対策委員会	学校園(本市が設置する高等学校、小中学校及び幼稚園をいう。)における児童生徒等の結核対策についての調査審議に関する事務	9人以内
岸和田市産業教育審議会	産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第3条各号に規定する事項その他産業教育に関する重要事項についての調査審議に関する事務	15人以内
岸和田市立小中学校教科用図書選定委員会	本市の小中学校における教科用図書の採択についての調査審議に関する事務	32人以内
岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会	市立の幼稚園、小学校及び中学校の規模及び配置の適正化についての調査審議に関する事務	12人以内
岸和田市いじめ問題対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策の実効性を確保するために必要な事項についての調査審議及び同法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務	5人以内
岸和田市就学支援等に関する委員会	特別支援教育を必要とする幼児、児童及び生徒の就学、教育的支援等についての調査審議に関する事務	65人以内
岸和田市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に係る重要事項についての調査審議に関する事務	15人以内
岸和田市文化財保護審議会	本市の文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議に関する事務	10人以内

備考 委員の定数又は上限の数には、専門委員及び臨時委員を含まない。